

ばならない、と明示している。また労働時間・勤務形態・作業環境・精神的緊張状態など、業務に関連したすべての状況を、具体的かつ客観的に把握して検討し、総合的に判断しなければならぬと明らかにした。

いままでの脳心臓関係疾患の業務上疾病認定基準は、施行令の別表によって、発病前1週間以内の業務量や労働時間が、日常業務より30%以上増加した場合などに限定していた。しかし新しく変わった判定基準では、「発病前24時間以内に業務に関連した突発的で予測困難な事件の発生と急激な業務環境の変化で、脳血管または心臓血管の病変などが急激で明確に悪化した場合」が追加された。急性脳心臓関係疾患が発病した場合、24時間内に発生した業務環境の急激な変化に限って、業務上疾病と認定することができるという意味である。

また、慢性的に過重な業務に対する判断も追加された。公団は指針によって、発病前の3か月以上にわたって、連続的に日常的な業務に比べて過重な肉体的・精神的負担を発生させたと認められる業務的要因が客観的に確認される場合、脳心臓関係疾患の業務関連性を判断することができるとした。これによれば、発病前3か月間の疲労状況だけを評価し、3か月より以前の疲労状況は業務上の疾病判断から除外される。

しかしソ・ジョンシク労務士は「世界最長の労働時間を記録し

ている韓国社会では、日常業務そのものが過重な業務の連続」とし、「3か月以内の業務量の変化だけを判断して労災と認定するということは、過労死を認めないというに等しい」と指摘した。

イム・サンヒョク源進労働環境健康研究所長も、「脳心臓関係疾患に慢性過労の部分を追加したことには肯定的だが、3か月

と明示したことには医学的な根拠がない」と話した。

これに対して勤労福祉公団は、「裁判所の判例を参考にして、脳心臓関係疾患の業務上疾病認定基準を明確にしたもの」と反論している。



2008年7月8日  
(毎日労働ニュース)

## 相変わらず曖昧な石綿被害補償

### 韓国●被害者ら「特別法制定せよ」と反撥

労働部が8月13日発表した石綿管理対策は、2006年に出された石綿管理総合対策と大きく変わった内容がない。期待を集めた石綿被害補償の部分に初めて言及されたが、具体的な内容が欠落しており、石綿被害者と家族たちが反撥している。

2000年から昨年までの7年間に、石綿による業務上疾病が認められた労働者は65人。このうち48人はすでに死亡した。疾病の種類別には石綿肺腫が39人で最も多く、悪性中皮腫(18人)がこれに続いた。

問題は石綿被害者がますます増加しているという点である。石綿による死者数は2000年は4人、2003年13人、2005年10人、2006年9人など、継続して増える傾向にある。産業安全保健研究院によると27年後の2015年には国内で石綿による悪性中皮腫

患者が1万人を越えると推定されている。

労働部は今回の対策で、「石綿被害に対する適切な補償制度がない」として「死亡後3年が経過したり、事業場がすでに消滅して労災補償の時効が過ぎた労働者と、近隣被害住民に対する補償制度が必要だ」と話した。労働部はこれに伴い産業災害補償保険法で救済が可能な場合、最大限に制度を活用して補償を受けられるようにし、建設労働者など石綿被害の立証が現実的に難しいケースでは、保険需給権を弾力的に適用する対策を検討中だと明らかにした。

労働部関係者は、「石綿被害は他の職業病と違い、潜伏期間が非常に長いという特徴を持っている」として「石綿関連疾病に関しては、産業災害補償の適用基準を例外的に緩和して適用す

る計画である」と話した。具体的な補償基準は早ければ今月末に構成される石綿タスクフォースで議論される予定。

しかし、労働界と石綿被害者たちは、「石綿は国内で70年代から使用量が大きく増加し、これから被害者が雪だるまのように増える」として、「今回の対策で初めて言及された石綿被害補償はあきれれるレベル」と主張した。

チェ・イエヨン韓国石綿追放ネットワーク (BANKO) 執行委員長は、「今年の初めに、国内最大の石綿紡績工場である第一化学の労働者17人が勤労福祉公団に労災療養を申請したが、たった1人しか労災と認定されなかった」、「公団でじん肺の判定基準を石綿被害者にも同じように適用したために起こったこと」として、「石綿はじん肺と違い、発ガン物質による病気だから時間が経つほど病状が悪化し、結局は癌にまで発展することになる」と話した。

BANKOは、石綿被害者救済特別法 (仮称) の制定を求めている。労働部は環境部が主管して実施している関連研究サービ

スの結果によって、法制定の可否を検討するという立場である。

2008年8月14日  
(毎日労働ニュース)



祝・2008年度新聞協会賞「編集部門」受賞

「石綿被害 新たに520カ所 厚労省は非公表」のスクープなどアスベスト被害の情報公開と被害者救済に向けた一連の報道  
毎日新聞社大阪本社編集局科学環境部編集委員 大島秀利

【授賞理由】

毎日新聞社は、約3,500人分の石綿被害者の資料を入手・分析し、これまで知られていなかった520以上の事業所で労災があった実態を平成19年12月3日付朝刊で特報した。

厚生労働省が事業所名を非公表とする政策をとっていたなかで、患者支援団体との信頼関係から得た資料をもとに独自に取材し、石綿被害が全国各地、様々な業種にわたる事業所に及んでいたことを明らかにした。この特報により、厚生労働省は方針転換を余儀なくされ、2年7か月ぶりに石綿労災があった事業所名を公表した。

石綿健康被害救済法の不備により救済対象とならない患者の実情を伝えるその後の特報など、10年以上にわたる地道な取材の成果は、法改正を促し、救済拡大の道を開く価値ある報道として高く評価され、新聞協会賞に値する。

大島秀利 (おおしま・ひでとし) =昭和37年8月12日生まれ。昭和61年毎日新聞社入社。大阪本社科学部 (現科学環境部)、同社会部、同特別報道部、同社会部編集委員などを経て平成18年10月から現職。

日本新聞協会 (<http://www.pressnet.or.jp/>) 発表文

鈴木武夫先生を偲ぶ集い

2008年11月1日(土)午後3時から「偲ぶ会」、午後5時頃から「懇親会」

JR四ツ谷駅前・主婦会館プラザエフ

B2Fクラルテ (偲ぶ会)、7Fカトリア (懇親会)

参加無料

主催：田尻宗昭記念基金

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

PHONE (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881

